

会員の倫理・資質向上委員会
中間答申

医療事故を繰り返す医師に対する
「(仮称) 指導・改善委員会」の設置について
－日本医師会医師賠償責任保険制度の運用における
医師会内の自浄作用活性化をめざして－

平成 25 年 2 月

日本医師会 会員の倫理・資質向上委員会

平成 25 年 2 月

日本医師会
会 長 横倉 義武 殿

会員の倫理・資質向上委員会
委 員 長 森 岡 恭 彦

会員の倫理・資質向上委員会では、現在、会長諮問「医師会自浄作用活性化のための具体的方策について」鋭意検討しているところではありますが、この度、日本医師会医師賠償責任保険制度において、医療事故を繰り返す医師に対して、専門職団体として自律的に改善・指導を行うことについても検討し、日本医師会内に「(仮称) 指導・改善委員会」を設置することが望ましいとの結論を得ました。

ここに中間答申として提言いたします。

平成 24・25 年度 会員の倫理・資質向上委員会委員

委員長	森岡 恭彦	日赤医療センター名誉院長、日本医師会参与	
副委員長	樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
委員	伊藤 雅治	全国社会保険協会連合会理事長	
	岡林 弘毅	高知県医師会会長	
	北村 聖	東京大学医学教育国際協力研究センター教授	
	小宮 英美	NHK放送総局ラジオセンターチーフ・ディレクター	
	関 隆教	長野県医師会会長	
	高谷 雄三	福島県医師会会長	
	竹下 俊文	東京都医師会理事	
	礒島 次郎	東京財団研究員	
	桃井 眞里子	自治医科大学小児科学教授	
	吉田 雅幸	東京医科歯科大学生命倫理研究センター長、教授	
	専門委員	畔柳 達雄	弁護士・日本医師会参与
		奥平 哲彦	弁護士・日本医師会参与
手塚 一男		弁護士・日本医師会参与	
オブザーバー	澤 倫太郎	日医総研 研究部長	
	水谷 渉	日医総研 主任研究員	

—順不同—

1. はじめに

日本医師会では、これまで、歴代会長のもとで、会員の医道の高揚、倫理資質向上、並びに専門職団体としての自浄作用活性化のために種々の方策を推し進めてきた。

平成10年には、現在の「会員の倫理・資質向上委員会」が設置され、平成12年には新たな「医の倫理綱領」を制定し、平成16年には「医師の職業倫理指針」が作成（平成20年に改訂）され会員に配布された。

また平成14年には会内に「自浄作用活性化委員会」が設置され、平成17年に「自浄作用活性化推進に向けて」のハンドブックが示された。

倫理の実践には地域医師会における活動が重要で、現在、日本医師会としても地域医師会の取り組みを推進するため、会員の倫理・資質向上委員会を中心に、会員各自への教育、特に重要な情報の提供、また、都道府県医師会の関係者によるシンポジウムの開催、医師の行政処分に対する対応等についての検討を行っているところである。

委員会の検討のなかで、医療事故防止のための対策として、特に医療事故を繰り返す医師に対する再教育の重要性が指摘された。この問題はすでに「日本医師会医師賠償責任保険調査委員会（以下、医賠償調査委員会）」で討議され、各地域医師会で対応しているが、現状では十分とは言えない。日本医師会の主導でさらに医療事故を繰り返す医師への教育・指導を強化すべきで、特に日本医師会は本年4月に新たに公益社団法人に移行するにあたり、その取り組みを示すことが喫緊の課題と考え、中間答申として提言する。

2. 繰り返し医療事故を起こす医師への対策の必要性

患者の安全確保対策を徹底するという観点から、医療事故の再発防止を図るために、日本医師会では、会内の医療事故防止緊急対策合同委員会からの提言（平成15年12月）に基づき、医療事故を繰り返す医師を対象とした研修会「医療事故防止研修会」を平成17年8月に実施している。

同研修会は、その後、毎年実施されているが、受講者を限定せずに行われているため、繰り返し医療事故を起こす医師に対する日本医師会の自律的対応の

強化の必要性が指摘されている。

現在、日本医師会医師賠償責任保険に付託されてくる医事紛争を調査する医賠責調査委員会においては、医療行為の内容や紛争発生の頻度などから問題と思われる会員を指摘し、医賠責調査委員会の名のもとに「注意・指導」を行うよう都道府県医師会に要請している。

都道府県医師会で当該会員に対し「注意・指導」を行った後は、必須ではないが、日本医師会会長または担当役員宛に報告をいただいている。

しかし、このような地域医師会での取り組みに加え、さらに日本医師会が強力な指導性を発揮し、医療事故を繰り返す医師に対する教育・指導に当たるべきで、この医師会内での自浄作用の活性化は、特に公益社団法人として新たに出発する日本医師会にとっても重要な課題であると言える。

3. 「(仮称) 指導・改善委員会」の設置

会内に、日本医師会会長の下に標記委員会を設置することを提言する。

医賠責調査委員会において付託される事案から、医療事故を繰り返す医師について同調査委員会が選定し、会長に報告する。会長は当該医師について「(仮称) 指導・改善委員会」に諮問し、「(仮称) 指導・改善委員会」は、都道府県医師会との連携の下に、問題ある医師の医療事故事例を分析・調査し、個々のケースについて、具体的な指導・改善の目標、その目標を達成するための方策について決定する。指導・改善後の評価についても責任を持って行う。

詳細な委員会運営については、裁定委員会との関係も含め、別途検討されたい。